

熊取町基幹相談支援センター運營業務委託法人募集要項に関する質問への回答

No.	項目	質問の内容	回答
1	仕様書 9. (5) 業務内容	自立支援協議会事務局としての企画運営について熊取町との協働運営ではなく、基幹相談支援センターが単独で運営する形態であるとの理解で相違ないか？	自立支援協議会事務局を担った上で、町との協働による運営とする。
2	仕様書 9. 全般	費用負担について 基幹相談支援センターが主催する研修ならびに啓発活動に関連する研修会場費、講師謝礼、啓発活動のポスター制作費等の各種経費については、その負担が基幹相談支援センターの受託者に帰属するか否か、または都度協議によって決定されるのか	委託料に含む。
3	仕様書 10. (1) (2)	各月報および年報等について、その内容や構成が具体的にどのようなものになるのか、また指定された様式が存在するのか。	7～9月準備期間中に協議して決定する。
4	個人情報取扱特記事項	個人情報の管理について 個人情報管理責任者については、常勤専従相談員または常勤相談員がその職務を兼務するものと解すべきか、あるいはこれらとは別個の者が当該責任を担うことが求められるのか。	法人内ですでに管理責任者を明確にしているのであれば、常勤専従相談員又は常勤相談員でなくともよい。
5	仕様書 8. (2)	夜間や休日等の時間帯における緊急時の連絡体制の確保については記載されていますが、必要とされる具体的な連絡手段についても明示いただきたい。	法人名義の業務携帯電話による。
6	仕様書 8. (2)	常勤専従相談員1名および常勤（兼任可）相談員1名による2名体制と記載されているが、常勤相談員（兼任）に関する具体的な勤務時間帯、常勤換算数等の条件の指定があるのか。	開所時間を含む時間内であれば、法人の規定による。兼任については、主たる業務は基幹相談支援センター業務であること（0.5以上）。
7	仕様書 8. (3)	職員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を配置するなど必要な措置を講じるとあるが、代替職員について具体的な要件、配置予定職員に関する調書に記載する必要があるのか。	代替職員の対応案については、様式8（4）に記載のこと。 様式9については、配置する相談員に関する調書として記載のこと。
8	募集要項 3.	「以下に掲げる費用については業務委託料（725万円）に含まないものとする。」「イ設備類（机、椅子等）の購入に係る経費」との記載があるが、鍵付書庫等の設備類の購入費用が委託料に含まれない場合、当該費用は別途請求可能と理解してよいか。 または、指定された設備を発注者側でご準備いただけるものと認識して差し支えないか。	書庫類（鍵付き）等は購入ではなくリース対応とすること。 なお、リース代は委託料に含む。 （設備類は委託料に含まず、別途請求も不可。）